

～民法改正ラッシュ！おさえておきたい生活の法律～

税金のニュースなのに、民法？と思われるかもしれませんが、税法は経済活動に着目して課税する法律。民法など、国民生活をルールづけている法律に密接な関係があります。この民法。昨年から「〇〇年ぶりの…」と見出しがつくほどの改正が続いています。今号では、昨年の債権法の改正からこの7月に成立した相続法の改正までを、ご紹介します。

I、民法への入り口

『民法』と一口に言っても、実は1,000を超える条数のある壮大な法律。大きく5分類されています。

第一編 総則(1～174条の2) 権利能力、行為能力、法律行為、時効など

第二編 物権(175～398条の22) 占有権、所有権、地上権、先取特権、質権、抵当権など

第三編 債権(399～724条) 連帯債務、保証債務、債権譲渡、弁済、相殺、契約、事務管理、不当利得、不法行為など

第四編 親族(725～881条) 婚姻、親子、親権、扶養、後見など

第五編 相続(882～1044条) 相続人、相続の効力、相続放棄、遺言、遺留分など

・・・壮大ですね。この5分類を道標にいただければと思います。

II 120年ぶり！債権法の改正

債権法の分野は、明治29年の民法制定後、これまで実質的な改正はされませんでした。法律が古い中で、判例や解釈論が、実際の判断の拠りどころとなっていました。そこで、新ルールを設けたり、判例等を条文化することで、整理を図りました。改正項目は200項目にもなり、また実に120年ぶり。まさに大改正です。内容は、第一編総則・第三編債権に集中し、『消滅時効制度の見直し』『法定利率の引下げと変動化』『保証人の保護を図る保証債務の規定見直し』『定型約款に関するルール新設』などになります。

施行時期は、2020年4月と決定されました。

III 成人年齢引下げ！こちらも制定以来の改正

主要国では『18歳での成人』が多く、成人年齢の引下げで若者の自立を促すという趣旨で、改正が実現。こちらも、民法制定以来の改正となりました。これは諸刃の剣で、自立の裏に、民法では未成年者の保護が規定されていて、その適用から外れるということにもなります。

また、飲酒・喫煙から競馬など、170以上の他の法律で「未成年」「20歳未満」を規定していて、それらの連動性についてが、実際の施行にあたっての最大のポイントと言えます。

その施行時期は、2022年4月と決定されました。

IV 相続分野の改正！多様化する家族のあり方に対応できるか

先月7月6日、およそ40年ぶりの相続分野の改正法が、成立しました。2019年1月以降順次施行されます。



項目(施行予定時期)	改正の内容
配偶者居住権の創設 (2020年7月～)	配偶者は、所有権を持たずとも、住居の終身又は一定期間の居住権を得ることができる。居住権は所有権に比べ評価が低くなり、現預金など、他の遺産を取得する余地が増える。
夫婦間の自宅贈与等の保護 (2019年7月～)	婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が、住居を生前贈与又は遺贈の意思を示した場合、特別受益にならず、遺産分割の対象財産から外れる取扱い。実質的に配偶者の取り分が増える。
相続人以外の親族の貢献を考慮 (2019年7月～)	相続人以外の親族が被相続人の看護等を行っていた場合、一定の要件のもと、相続人に対して金銭の支払いを要求することができる制度。
相続預貯金の仮払い制度 (2019年7月～)	相続された預貯金から、葬儀費用や生活費等(一定のもの)の支払いを可能にする仮払い制度。相続開始により凍結される現状の制度から、柔軟化される見込み。
自筆証書遺言の柔軟化 (2019年1月～)	パソコン等で作成した目録や、謄本・通帳のコピー等の目録を添付した自筆証書遺言の作成を認める。
法務局に自筆証書遺言の保管制度創設 (2020年7月～)	遺言者は、法務局に自筆証書遺言を預けることができ、返還又は閲覧を請求することができる。戸籍やマイナンバーと連動し、死亡届の提出があった際に、法務局から相続人に通知できるようにする。
遺留分制度の見直し (2019年7月～)	遺留分の減殺請求権を金銭債権化。今までは遺留分権利者は現物でしか請求することができなかった(相手方が金銭を選択することはできた)。改正後は権利が金銭債権化するため、むしろ金銭でしか請求できなくなる。

※税法など関連する法律についても、今後改正がされていきます。大きな続報がありましたら、発信します。